

第九十九号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年十一月二十四日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 職員の給与に関する条例（昭和三十年七月江戸川区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「百分の二十五」を「百分の十」に改め、同条第三項中「百分の二十五」を「百分の十」に、「百分の十」を「百分の五」に改める。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「百分の十」を「百分の二十五」に、「百分の百十二・五」を「百分の百五」に、「百分の百五」に、「百分の百十七・五」を「百分の百十」に改め、同項ただし書中「百分の九十二・五」を「百分の八十五」に、「百分の九十七・五」を「百分の九十」に改め、同条第三項中「百分の十」を「百分の二十五」に、「百分の五」と、「百分の百十二・五」を「百分の十」と、「百分の百五」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十」に、「百分の百十七・五」を「百分の百十」に、「百分の六十七・五」を「百分の六十五」に、「百分の九十二・五」を「百分の八十五」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十」に、「百分の九十七・五」を「百分の九十」に、「百分の九十」を「百分の五十七・五」を「百分の五十五」に改める。

付 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和四年四月一日か

ら施行する。

（説明）

特別区人事委員会勧告に基づき、職員の期末手当の年間支給月数を改定する必要があるので、本案を提出いたします。